NPO 法人 KIZUNA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 KIZUNA という。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を石川県鳳珠郡能登町字宇出津山分2字93番地に置く。
- 第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、イベントの企画運営等の活動を行うことによって、地域住民がいきいきと生活ができ、ひいては持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 観光の振興を図る活動
 - (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (7) 環境の保全を図る活動
 - (8) 災害救援活動
 - (9) 子どもの健全育成を図る活動
 - (10) 情報化社会の発展を図る活動
 - (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 (事業)
- 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
 - (1) 復興及び地域活性化を目的としたイベントの企画運営事業
 - (2) 地域人材の雇用確保や創出に向けた事業
 - (3) 子育て支援に関わる情報の収集と発信に関する事業
 - (4) 災害時の被災者の救援や生活支援及び復興事業
 - (5) 市民活動団体の連携支援事業
 - (6) その他この法人の目的を実現するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が 1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総 数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 (職務)
- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初 の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の 任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく これを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任 することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければ ならない。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。 (定足数)
- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議決)
- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の 社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

ついて書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用 については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わること ができない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。 (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が 別に定める。

(会計の原則)

- 第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 (会計の区分)
- 第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。 (事業計画及び予算)

- 第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属)
- 第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、 法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の決議により選定した者に譲渡するものとする。 (合併)
- 第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の 議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主 たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役員名簿

NPO法人KIZUNA

	D.		III O A CRIBOTO
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	いけざきまさのり 池崎正典		無
副理事長	しんやしんいち 新谷伸一		無
理事	平 美由記		無
理事	なっめえいこ 夏目栄子		無
理事	しゅうでんかつよし 修田勝良		無
監事	みやしたしげあき 宮下重秋		無

設立趣旨書

1 趣 旨

少子高齢化による人口減少で過疎化に直面する能登半島に令和6年1月1日に発生した能登半島地震が追い打ちをかけ、生活の場を失った被災住民が地元を離れることを余儀なくされ、人口減少に拍車がかかってしまいました。

しかし、過疎化が進む能登半島の復旧復興を実現するためには、被災者の地域住民の皆さんが、途方に暮れたままではなく、未来に向かって足を踏み出し山積する目前の課題を乗り越えていくための気力を取り戻すことが必要不可欠であります。

そこで本年10月に、心が折れそうになっている地元の被災者の方々の心を癒し、元気を取り戻してもらうことを目的として『能登町復興スコップ三味線と民謡の集い』を町内5ヶ所の仮設住宅の近隣で開催したところ、大勢の方々にご来場いただき元気な笑顔を取り戻し喜んで戴く事ができました。

過疎化に歯止めのかからない能登半島ではありますが、近隣各地の組織の方々とも緊密に連携を図りながら、地域住民の方々を元気づけるためのイベントを今後も開催させていただき復旧 復興に弾みをつけて参りたいと思います。

そのような観点からNPO法人格を取得して社会的信用度を得て、より一層地域に根差した団体として、過疎化に立ち向かい持続可能で魅力的な地域づくりを目指します。

2 申請に至るまでの経緯

令和6年9月6日任意団体として活動開始

令和6年11月12日 NPO法人設立のための勉強会及び発起人会開催

令和 6 年 12 月 10 日 NPO 法人 KIZUNA 設立総会開催

令和 6 年 12 月 20 日 NPO 法人 KIZUNA 認証申請予定

令和6年12月10日

NPO法人KIZUNA 設立(代表)者 住 所 石川県鳳珠郡能登町字柳田竹部65番地 氏 名 池崎 正典

令和6年度 事業計画書

法人成立の日から 令和7年3月31日まで

NPO 法人 KIZUNA

1 事業実施の方針

・本法人の事業内容をより多くの方に知っていただくため、ホームページの開設準備 委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

		(A) 当該事業の		
事業名		実施予定日時	(D) 受益対象	事業費の
(定款に記載した	具体的な事業内容	(B) 当該事業の	者の範囲	予算額
事業)		実施予定場所	(E) 予定人数	(単位:千円)
1		(C)従業者の		
		予定人数		
①復興及び地域活	本年度は実施せず		-	_
性化を目的とした				
イベントの企画運				
営事業				
②地域人材の雇用	本年度は実施せず		14-14	
確保や創出に向け				
た事業				
③子育て支援に関	本年度は実施せず	→ :	-	_
わる情報の収集と				
発信に関する事業				
④災害時の被災者	本年度は実施せず	t 1		-
の救援や生活支援				
及び復興事業				
⑤市民活動団体の	本年度は実施せず	-	_	
連携支援事業				
⑥その他この法人	本年度は実施せず	=	-	_
の目的を実現する				
ために必要な事業				

令和7年度 事業計画書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

NPO 法人 KIZUNA

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討 結果を通常総会に付議できるよう議論を進め、事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

事業の実施に	関する事項			
		(A) 当該事業の		
事業名		実施予定日時	(D) 受益対象	事業費の
学業名		(B) 当該事業の	者の範囲	予算額
	具体的な事業内容	実施予定場所	(E) 予定人数	(単位:千円)
事業)		(C)従業者の		
		予定人数		
①復興及び地域活	・復興及び地域活性化を目	(A)年2回	(D)一般町民	811
性化を目的とした	的としたイベントの開催	(5月と10月)	(E)1,000 人	
イベントの企画運		(B) 能登町の公共施設		
営事業 -		(C) 10 人		
②地域人材の雇用	本年度は実施せず	_		
確保や創出に向け	>-			
た事業ノ				
③子育て支援に関	本年度は実施せず		=	
わる情報の収集と				
発信に関する事業				
④災害時の被災者	×			
の教援や生活支援				
及び復興事業・				
⑤市民活動団体の	・本法人の活動内容に関す	(A) ホームページの	(D)情報を必要	250
連携支援事業	る情報をホームページに	開設後、随時実	とする団体	
,	掲載し情報発信を行う。	施する。	(E)10 団体	
	12	(B)主たる事務所		
		(C)2人		
⑥その他この法人	本年度は実施せず		-	2 8
の目的を実現する				
ために必要な事業				

令和6年度 活動予算書 法人設立の日から令和7年3月31日まで

NPO法人KIZUNA (単位:円)

	▼ 極 磁	(単位;円)
科 目 I 経常収益の部	予算額	備考
1 経常収益の部		
1 受取会費・入会金収入 1) 正会員入会金収入 2) 賛助会員入会金収入 3) 正会員会費収入	0	
1/ 止云貝人云金収人	0	
2) 貧切芸員人芸金収人	0	
3) 止绘員会費収入	0	
4) 賛助会員会費収入 2 受取寄付金	0	
2 受取寄付金	0	
1) 寄付金収入	0	
2) 施設等受入評価益	0	
2) 施設等受入評価益 3 受取助成金等	0	
1) 受取民間助成金収入	0	
4 事業収益	0	
1) 復興及び地域活性化を目的としたイベントの企画運営事業	0	
2) 地域人材の雇用確保や創出に向けた事業	Ŏ	
3) 子育て支援に関わる情報の収集と発信に関する事業	ŏ	
4) 災害時の被災者の救援や生活支援及び復興事業	0	
5) 市民活動団体の連携支援事業	ŏ	
6) その他この法人の目的を実現するために必要な事業	Ö	
5 その他収益	Ŏ	
1) 巫胁利自		
1) 受取利息 2) 雑収入		
	0	
経常収益合計	0	
Ⅱ経常費用の部	1	
1 事業費	0	
1) 人件費	0	
2) その他の経費	0	
1) 復興及び地域活性化を目的としたイベント企画事業費	0	
2) 地域人材の雇用確保や創出に向けた事業	0	
3) 子青て支援に関わる情報の収集と発信に関する事業	0	
4) 災害時の被災者の救援や生活支援及び復興事業	0	
5) 市民活動団体の連携支援事業	0	
6) その他この法人の目的を実現するために必要な事業	0	
2 管理費	0	
1) 人件書	0	
2) その他の経費	Ō	
経常費用合計	Ö	
当的经验的	Ŏ	
□ 経常外収益 経常外収益合計 Ⅳ 経常外費用 経常外費用合計 税引前当期正味財産増減額		
経営外収益合計	0	
₩ 禁火養間	V	
終	Ō	
投列數本規定時對準備演輯	0	
1几门则当别止怀别连语减强 注人名。在最初377宣告3	0	
一	×	
75.1 医三州止怀别连瑁减强	0	
法人税・住民税及び事業税 税引後当期正味財産増減額 設立時正味財産額	0	
次期繰越正味財産額	0	

令和7年度 活動予算書 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

NPO法人KIZUNA

(単位:円) 科 B 1期実績 2期予算 経常収益の部 受取会費·入会金収入 (1) 正会員入会金収入 340,000 150,000 個人30名 20,000 団体2口 150,000 個人30名 0 0 (2) 賛助会員入会金収入(3) 正会員会費収入 0 0 (4) 賛助会員会費収入 0 20,000 団体2口 受取寄付金 0 0 (1) 寄付金収入 0 0 (2)施設等受入評価益 受取助成金等 Ŏ 0 1,000,000 (1) 受取民間助成金収入 事業収益 0 1,000,000 0 0 (1)復興及び地域活性化を目的としたイベントの企画運営事業 0 0 2) 地域人材の雇用確保や創出に向けた事業 0 0 (3) 子育て支援に関わる情報の収集と発信に関する事業 0 0 4) 災害時の被災者の救援や生活支援及び復興事業 0 0 (5) 市民活動団体の連携支援事業 0 0 (6) その他この法人の目的を実現するために必要な事業 0 0 その他収益 0 0 (1)受取利息 0 0 (2) 雜収入 0 経常収益合計 0 1.340.000 II 経常費用の部 1 事業費 (1) 人件費 (2) その他の経費 1) 復興及び地域活 1,061,000 0 0 1,061,000 811,000 200,000 2回 446,000 交通費、宿泊費 80,000 音響設備 85,000 7"サイン料&撮影料 復興及び地域活性化を目的としたイベント企画事業費 0 出演料 旅費交通費 賃借料 Ō 0 0 業務委託費 0 地域人材の雇用確保や創出に向けた事業 Ō 3) 子育て支援に関わる情報の収集と発信に関する事業 0 0 4) 災害時の被災者の救援や生活支援及び復興事業 0 5) 市民活動団体の連携支援事業 250,000 0 250,000 HP製作費 業務委託費 0 6) その他この法人の目的を実現するために必要な事業 0 管理費 0 250, 000 管理費 (1) 人件費 (2) その他の経費 (3) 旅費交通費 (4) 通信運搬費 (5) 印刷製製費 (6) 消耗費 (7) 会報税公妻 (8) 租務会 (9) 雑費 (10) 雑費 0 0 250,000 10,000 0 0 20,000 郵便料 60, 000 63, 000 5, 000 0 Ō 0 0 50,000 税理士 42,000 1,311,000 29,000 0 Ō 経常費用計 0 当期経常増減額 0 □ 経常外収益 経常外収益合計 IV 経常外費用 経常外費用合計 経常外費用合計 税引前当期正味財産増減額 0 0 0 29,000 法人税·住民税及び事業税 税引後当期正味財産増減額 前期繰越正味財産額 次期繰越正味財産額 0 0 29. ŌŌŌ 0 29,000 0